

116条該当・非該当について

- 該当 ……家族が居住地以外で修学したとき
非該当 ……修学年限が経過した(する)とき

有効期限について

届出後、被保険者証の有効期限は、修学年限までとなります。
ただし、被保険者証の更新日や組合員が75歳の誕生日を迎える日等によっては証の有効期限が早期に設けられることがあります。
また、期間を延長する場合は、再度届出が必要となります。

添付書類について

- ・ 在学証明書(該当の場合のみ)
在学証明書発給以前に届出る場合、入学金領収書のコピーを添付していただき、在学証明書発給後差し替えていただくこととなります。
- ・ 個人番号通知カードの写し(該当の場合のみ)
A4の用紙に1人1枚ずつコピーして添付してください。
- ・ 被保険者証

被保険者証の自宅住所について

本届出により交付(更新)する被保険者証に掲載される自宅住所は、組合員の自宅住所と同一となり、修学先自宅住所での掲載はできません。